

愛媛県青少年保護条例による立入調査等要領

(昭和43年4月1日制定)

第1 目的

この要領は、愛媛県青少年保護条例（昭和40年10月6日条例第20号。以下「条例」という。）第17条の規定に基づく立入調査等について、その適正かつ効果的な実施を期するために必要な事項を定めるものである。

第2 立入調査等を実施する者

この要領により立入調査等を実施する者（以下「立入調査員」という。）は、愛媛県青少年保護条例施行規則（以下「規則」という。）第15条又は愛媛県法律及び条例の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する規則の規定に基づく立入調査員の証を、「愛媛県青少年保護条例施行規則に定める立入調査員の証の交付等に関する要領」により交付された職員とする。

第3 立入調査等を実施する場所

この要領により立入調査等を実施する場所は、条例第17条第1項に掲げる次の者の営業の場所若しくは施設（自動販売機等の設置場所を含む。）とする。

- 1 図書類等取扱業者
- 2 がん具類等の販売又は貸付けを業とする者
- 3 自動販売機等業者等
- 4 有害薬品類の販売を業とする者
- 5 広告主又は広告物を管理する者
- 6 質屋又は古物商
- 7 興行者等
- 8 ツーショットダイヤル等利用カード自動販売機業者
- 9 携帯電話インターネット接続役務提供事業者等

第4 立入調査等の実施方法等

この要領により立入調査員が立ち入り調査等を実施する方法は次のとおりとする。

1 実施方法

立入調査等は、事前に所属長（支局総務県民室においては地方局総務県民課長）の指示を受け、原則として複数で実施する。

2 実施の時期

立入調査等は、所属長（支局総務県民室においては地方局総務県民課長）が条例の目的を達成するために必要と認める時に実施する。

3 調査事項等

立入調査員は、上記第3に掲げるもの別に次の事項について次の事項について立入調査等を実施する。

(1) 図書類等取扱業者（条例第5条関係）

- ① 条例第5条に定める有害図書類等について図書類等取扱業者及びその従業員が知っているかどうか。
- ② 有害図書類等を販売し、若しくは貸付け、又は見せ、読ませ、若し

くは聞かせるに当たって、青少年か否かの年齢の確認がなされ、青少年に対する販売若しくは貸付け又は見せ、読ませ、若しくは聞かせる行為の拒否の措置が確実に行われているかどうか。

- ③ 有害図書類等が、規則第4条に定める方法により、他の図書類等と区分し、青少年の目に触れないような場所又は営業の場所の屋内の容易に監視することができる場所に陳列されているかどうか。
 - ④ 有害図書類等の陳列の場所に、青少年に販売し、若しくは貸付け、又は見せ、読ませ、若しくは聞かせることができない旨の表示がされているかどうか。
- (2) がん具類等の販売又は貸付けを業とする者（条例第5条の2関係）
- ① 条例第5条の2に定める有害がん具類等について、がん具類等の販売又は貸付けを業とする者及びその従業員が知っているかどうか。
 - ② 有害がん具類等の販売又は貸付けに当たって、青少年か否かの年齢の確認がなされ、青少年に対する販売又は貸付け拒否の措置が確実に行われているかどうか。
- (3) 自動販売機等業者等又はツーショットダイヤル等利用カード自動販売機業者（条例第5条の3～第5条の9、第13条の2～第13条の6関係）
- ① 条例第5条の7第1項に定める自動販売機等業者等が、条例第5条の3第1項及び第2項（規則第6条第2項で定める書類を含む。）に定めるとおりに届出しているかどうか。また、届出事項に異動がある場合に、条例第5条の5第1項に定める変更等の届出をしているかどうか。さらに条例第5条の6第1項及び第2項に定める自動販売機等業者の地位を継承した者は、同条第3項に定める届出をしているかどうか。
 - ② 条例第13条の6第3項に定めるツーショットダイヤル等利用カード自動販売機業者が、条例第13条の6第1項及び第2項（規則第11条第2項で定める書類を含む。）に定めるとおりに届出しているかどうか。また届出事項に変更等がある場合に、変更等の届出（条例第13条の6第3項により条例第5条の5第1項を準用）をしているかどうか。さらに、ツーショットダイヤル等利用カード自動販売機業者の地位を継承した者は、継承の届出（条例第13条の6第3項により条例第5条の6を準用）をしているかどうか。
 - ③ ①②により設置若しくは変更等又は承継の届出をした者が、規則第6条第3項（規則第11条第3項において準用する場合を含む。）に定める届出済証を自動販売機等の見やすい箇所に、はり付けているかどうか。
 - ④ 条例第5条の4及び規則第7条に定める管理者を設置し、適正な管理を行っているかどうか。
 - ⑤ ①により設置若しくは変更等又は継承の届出をした者及び管理者が、次のことを知っているかどうか。
 - ア 条例第5条の7に定める自動販売機等への有害図書類等又は有害がん具類等の収納禁止、及び既に収納されている図書類等又はがん具類等について指定があったときは、直ちに除去その他必要な措置を講じなければならないことを知っているかどうか。

- イ 条例第5条の8に定める自動販売機等の設置の場所規制を知っているかどうか。
- ⑥ ②により設置若しくは変更等又は継承の届出をした者及び管理者が、次のことを知っているかどうか。
- ア 条例第13条の3に定める青少年に対するツーショットダイヤル等利用カードの販売等の禁止を知っているかどうか。
- イ 条例第13条の4に定める宣伝の規制を知っているかどうか。
- (4) 有害薬品類の販売を業とする者（条例第6条関係）
- ① 知事の指定した薬品等について、不健全に使用のおそれのあることを知って、青少年に販売し、配布し、又は贈与していないかどうか。
- ② 販売に際しては、購入の目的などを確かめているかどうか。
- (5) 広告主又は広告物を管理する者（条例第7条関係）
- 条例第7条第2項の規定により除去若しくは内容の変更その他必要な措置を命じられた不健全な広告物について、当該広告主又は管理者によって除去等の必要な措置がとられているかどうか。
- (6) 質屋又は古物商（条例第8条及び第9条関係）
- ① 条例第8条に定める質物の受入れの制限、及び条例第9条に定める古物の買受等の制限を、質屋又は古物商及びその従業員が知っているかどうか。
- ② 質物の受入れ又は古物の買受等の際に、青少年か否かの年齢の確認がなされているか。また、青少年であった場合、保護者の委託又は同意を得ているか確認しているか。
- (7) 興行者等（条例第4条、条例第13条関係）
- ① 条例第4条第2項によって青少年の健全な育成を阻害するおそれのある興行として指定されたことを興行者及びその従業員が知っているかどうか。
- ② 条例第4条第4項に定める掲示が、規則第2条により適切に行われているかどうか。
- ③ 入場券売場において、青少年か否かの年齢の確認がなされ、青少年に対する販売拒否の措置が確実に行われているかどうか。
- ④ 入場口において、青少年か否かの年齢の確認がなされ、青少年に対する入場拒否の措置が確実に行われているかどうか。
- ⑤ 条例第13条に定める深夜における興行者等の営業の場所への立入りの制限を、興行者等及びその従業員が知っているかどうか。
- ⑥ 条例第13条第2項に定める掲示が、規則第2条により適切に行われているかどうか。
- ⑦ 深夜において、入場券売場等で青少年か否かの年齢の確認がなされ、青少年に対する入場券の販売拒否の措置が確実に行われているかどうか。
- ⑧ 深夜において、入場口で青少年か否かの年齢の確認がなされ、青少年に対する入場拒否の措置が確実に行われているかどうか。
- ⑨ 深夜までに入場した青少年に対して、深夜となった場合、直ちに退出を求めているかどうか。

- (8) 携帯電話インターネット接続役務提供事業者等(条例第13条の10関係)
- ① 携帯電話等販売店において、契約を締結しようとする青少年又は保護者に対し、インターネットを利用することに伴う危険性や、フィルタリングサービス及びフィルタリング有効化措置の必要性等の説明及び説明書面の交付が行われているか。
 - ② 携帯電話等販売店において、携帯電話等の契約時にフィルタリングサービス及びフィルタリング有効化措置を利用しない場合、保護者から利用しない理由を記載した書面の提出を求めているか。
 - ③ 携帯電話等販売店において、保護者から提出のあった、フィルタリングサービス及びフィルタリング有効化措置を利用しない旨の申出書について、規則第13条に規定する期間中の保存を行っているか。

4 調査等の報告

- (1) 立入調査員は、立入調査等を実施した結果、立入調査等を拒否された場合、条例に違反する事実を発見した場合、又は緊急に対処する必要がある場合には、直ちにその状況を所属長へ（支局総務県民室の場合は、所属長を通じ総務県民課長へ）報告するものとする。
- (2) 地方局長が実施した立入調査等の結果については、「青少年保護条例による立入調査等報告書（別添様式）」により、所属長へ（支局総務県民室の場合は、所属長を通じ総務県民課長へ）報告するものとする。
- (3) 地方局が実施した立入調査等の結果については、男女参画・子育て支援課長が定めるところにより、男女参画・子育て支援課まで報告するものとする。

5 留意事項

立入調査員は、立入調査等の実施に際しては、次の事項に留意するものとする。

- (1) 立入調査等は、条例の目的を達成するために行う行政調査であり、犯罪捜査のために行うなど、本来の目的を逸脱してこれを乱用し、憲法に定められた「営業の自由」その他の住民の権利を不当に侵害することのないようにすること。
- (2) 立入調査等に際しては、あらかじめ関係者に立入調査員の証を提示するとともに、立入調査の趣旨をよく説明し、相手の理解を協力が得られるようにすること。
- (3) 立入調査等に際しては、服装、言語、態度を厳正にして相手方に不信不快の念をいだかせないようにすること。
- (4) 立入調査等は、原則として当該立入調査等を実施する場所の営業時間内に行うこと。
また、いたずらに長時間とどまり、営業妨害等の印象を与えたり、単なる娯楽ないし鑑賞と解されることのないようにすること
- (5) 立入調査員が立ち入り調査により注意をする必要があると認める場合には、口頭又は注意書を交付することにより注意するものとする。

別添様式

青少年保護条例による立入調査等報告書

調査年月日 時 間		年 月 日 時 分～ 時 分		調査員 職 氏名 印	
調 査 対 象			調 査 の 概 況	指 導 状 況	
種 類	名 称	所 在 地			